

社会保険庁職員からの日本年金機構職員採用 に係る審査結果の概要

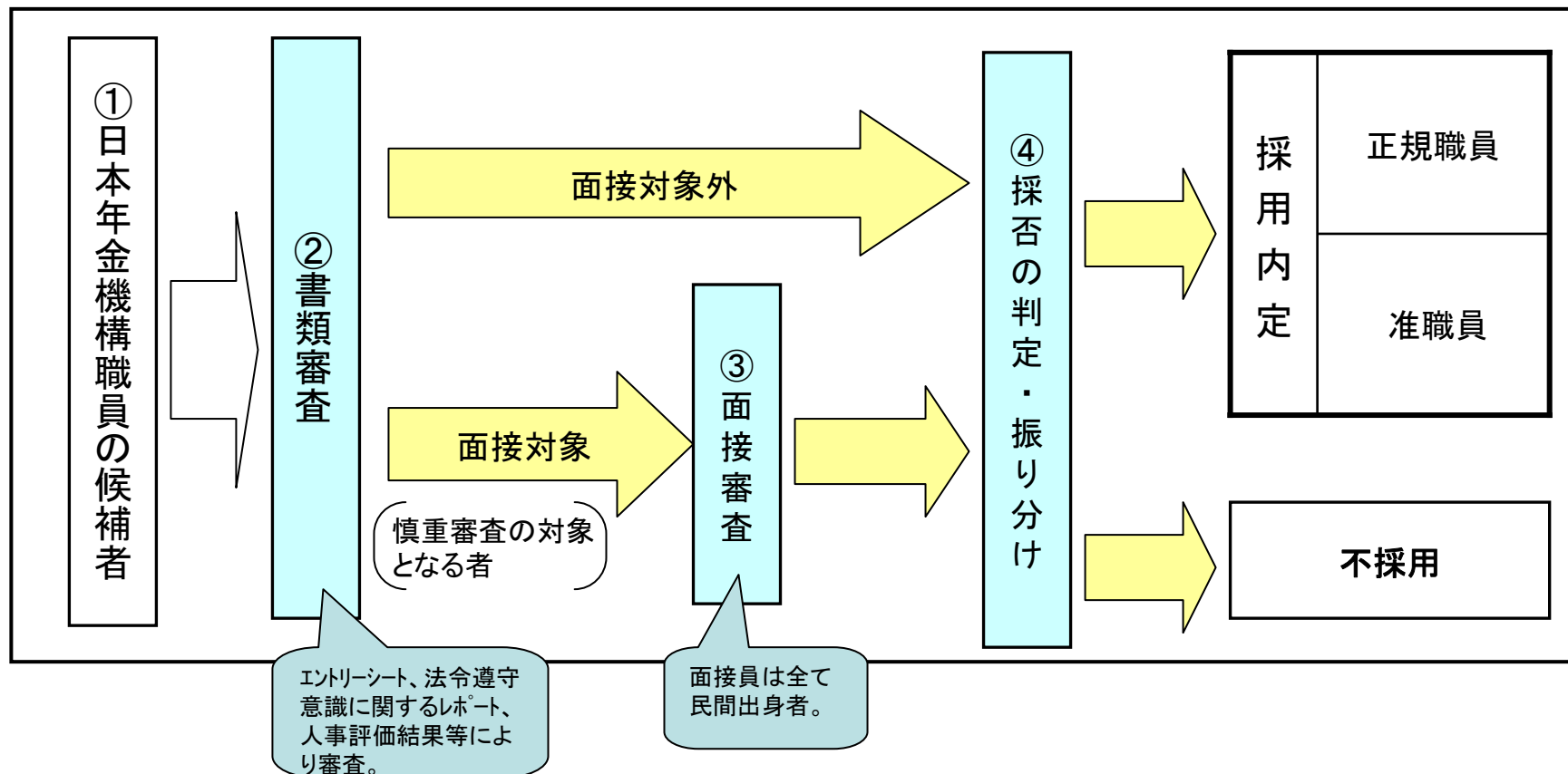
1. 平成 21 年 2 月 16 日に社会保険庁長官から提出された名簿の記載者数	11,118 人
2. 正規職員として採用することが適当な者	9,613 人
3. 准職員として採用することが適当な者 〔 正規職員のみを希望し、准職員を希望していない者 34 人を含む。 〕	358 人
4. 職員として採用することが適当でない者	28 人

職員採用審査会における審査の流れ

- (1) 書類審査の結果等により、面接の対象者を選定する。
- (2) 書類審査及び面接審査の結果を総合的に勘案して採否を判定する。

(参考)基本計画「IV. 職員採用についての基本的な考え方」(抜粋)

- ・ 機構設立時の職員採用に当たっては、厚生労働大臣が任命する設立委員会が、同大臣の承認を得て選任する学識経験者の会議(職員採用審査会)の意見を聴いて採否の判断をする。



日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画の要点（抜粋）

3. 職員採用についての基本的考え方

- ◇ 職員採用審査会の構成員等は全て民間出身者。審査では、必要な範囲で面接を実施。
- ◇ 公的年金業務に対する信頼回復のため、懲戒処分者は正規職員及び有期雇用職員に採用されない。
- ◇ 社会保険庁職員からの採否の決定に際し、職員採用審査会は人事評価結果を検証。最終的には審査会自らの判断で審査。
- ◇ 社会保険庁の常勤職員が担っている業務のうち、機構設立後に削減予定の業務量に見合う人員は、有期雇用職員として採用。
- ◇ 有期雇用職員の正規職員化も可能であるが、この場合でも、機構において公正かつ厳格な採用審査を行う。

4. 機構の必要人員数

	正規職員	有期雇用職員	総数
機構設立時 (2010年1月)	10,880人程度 〔うち1,000人程度は 外部採用〕	6,950人程度 〔うち1,400人程度は 削減予定数を有期雇用化〕	17,830人程度
改革完了時 (システム刷新後の2年後)	10,770人程度	3,700人程度	14,470人程度

日本年金機構の職員の採用の基準

1. 国民本位のサービスを提供するという意識、そして、公的年金という国民生活にとって極めて重要な制度の運営を担っているという高い使命感を持ち、法令等の規律を遵守し、公的年金業務を正確かつ効率的に遂行するとともに、被保険者等のために業務の改革やサービスの向上に積極的に取り組む意欲がある者であること。
また、日本年金機構（以下「機構」という。）の理念・運営方針及び人事方針に賛同する者であること。
2. 機構の業務にふさわしい意欲・能力を有する者であること。
なお、社会保険庁職員からの採用にあたっては、これまでの勤務実績、特に、年金記録問題への対応、業務改革への取組実績等に照らし判断する。
3. 職務遂行に支障のない健康状態であること。
なお、心身の故障により長期にわたって休養中の者については、回復の見込みがあり、長期的にみて職務遂行に支障がないと判断される健康状態であること。
4. 機構設立時に定年（満60歳到達月の属する年度末）に達していない者であること。
5. 国家公務員法第38条各号に定める欠格事由に該当しない者であること。
6. 社会保険庁職員（過去に社会保険庁に在職し、機構設立前に退職した者を含む。）からの採用にあたっては、
 - ① 懲戒処分を受けた者は採用しない。なお、採用内定後に懲戒処分の対象となる行為が明らかになった場合には、内定を取り消す。また、採用後に懲戒処分の対象となる行為が明らかになった場合には、機構において、労働契約を解除する。
 - ② 過去に矯正措置などの処分を受けた者については、処分歴や処分の理由となった行為の性質、処分後の更生状況などをきめ細かく勘案した上で、採否を厳正に判断する。
 - ③ これまで改革に後ろ向きな言動のあった者及び改革意欲の乏しかった者については、改革意欲の有無や勤務実績・能力を厳正に審査し、採用の可否を慎重に判断する。また、採用内定後に、社会保険庁で行う各種調査に協力しないなど、改革に前向きでないことが明らかとなった場合には、設立委員会において採用の可否を再検討する。

（注）本基準は、正規職員及び准職員についてのものである。

※准職員とは、現在、社会保険庁の常勤職員により担われている業務のうち、機構設立後に削減が予定されている業務量におおむね相当する人員規模（1,400人）について、正規職員の必要人員数のうち、あらかじめ、期限を定めて雇用される職員をいう。

平成 21 年 2 月 16 日

日本年金機構設立委員会委員名簿

- 磯 村 元 史 函館大学客員教授
- 岩 瀬 達 哉 ジャーナリスト
- 江利川 毅 厚生労働事務次官
- 大 熊 由紀子 国際医療福祉大学大学院教授
- 大 山 永 昭 東京工業大学教授
- ◎ 奥 田 碩 トヨタ自動車株式会社取締役相談役
- 岸 井 成 格 毎日新聞社特別編集委員
- 紀 陸 孝 東京経営者協会専務理事
(日本年金機構の理事長となるべき者)
- 古 賀 伸 明 日本労働組合総連合会事務局長
- 小 鳶 典 明 大阪大学大学院高等司法研究科教授
- 長 沼 明 埼玉県志木市長
- 野 村 修 也 中央大学法科大学院教授・弁護士
- 間 瀬 朝 久 株式会社ゆうちょ銀行専務執行役
- 山 崎 泰 彦 神奈川県立保健福祉大学教授

◎ : 委員長 ○ : 委員長代理

(五十音順、敬称略)

平成20年12月22日

日本年金機構職員採用審査会委員名簿

- ◎ 岩村正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 江花昭一 横浜労災病院心療内科部長
- 川田琢之 筑波大学ビジネス科学研究科准教授
- 河野真理子 (株)キャリアネットワーク代表取締役会長
- 斎藤聖美 ジェイ・ボンド東短証券(株)代表取締役社長
- 村井良行 TSネットワーク(株)代表取締役専務

◎ : 委員長 ○ : 委員長代理

(五十音順、敬称略)